

むつ市議会第203回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成22年3月19日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第1号 むつ市子ども夢育成基金条例
- 第2 議案第2号 むつ市表彰条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第3号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例及びむつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 工事請負契約について
(市立第一田名部小学校耐震補強及びその他改修工事：建築工事)
- 第13 議案第13号 工事請負契約について
(市立第二田名部小学校耐震補強及びその他改修工事：建築工事)
- 第14 議案第14号 工事請負契約について
(市立大平小学校耐震補強及びその他改修工事：建築工事)
- 第15 議案第15号 指定管理者の指定について
(むつ市営宮後牧野外4施設)
- 第16 議案第19号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第17 議案第20号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第18 議案第21号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第19 議案第24号 平成22年度むつ市一般会計予算
- 第20 議案第25号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第21 議案第26号 平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第22 議案第27号 平成22年度むつ市老人保健特別会計予算
- 第23 議案第28号 平成22年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第24 議案第29号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第25 議案第30号 平成22年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算

第26 議案第31号 平成22年度むつ市魚市場事業特別会計予算

第27 議案第32号 平成22年度むつ市水道事業会計予算

【議案質疑、討論、採決】

第28 議案第33号 平成21年度むつ市一般会計補正予算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第29 議員提出議案第1号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則

第30 議員提出議案第2号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第31 議員提出議案第3号 国民健康保険事業の健全化のための抜本的改善を求める意見書

【民生福祉常任委員会からの申し出】

第32 請願の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	澤	藤	一	雄	2番	新	谷	泰	造
3番	浅	利	竹	二郎	4番	工	藤	孝	夫
5番	横	垣	成	年	6番	新	谷		功
7番	鎌	田	ち	よ子	8番	目	時	睦	男
9番	野	呂	泰	喜	10番	川	端	一	義
11番	中	村	正	志	12番	富	岡		修
13番	佐々	木	隆	徳	14番	菊	池	広	志
15番	半	田	義	秋	16番	千	賀	武	由
17番	白	井	二	郎	18番	山	本	留	義
19番	岡	崎	健	吾	20番	馬	場	重	利
21番	山	崎	隆	一	22番	川	端	澄	男
23番	高	田	正	俊	24番	村	川	壽	司
25番	富	岡	幸	夫	26番	斉	藤	孝	昭
27番	村	中	徹	也					

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	野	戸	谷	秀	樹
教育長	牧	野	正	藏	公営企業 管理者	遠	藤	雪	夫	
代 監 査 委 員	小	川	照	久	総務部長	新	谷	加	水	
総務部 調整 監	對	馬	映	子	会管総理 出納室 計者部 事務部長	工	藤	正	明	
企画部長	阿	部		昇	企画部 理事	近	原	芳	栄	
民生部長	齋	藤	秀	人	保健福祉 部長	鴨	澤	信	幸	
経済部長	櫛	引	恒	久	建設部長	太	田	信	輝	
選挙管理 委員会 事務局長	大	芦	清	重	監査委員 局長	齋	藤		純	
教育部長	佐	藤	節	雄	教委事務 員務 局長	高	田	文	明	

公企業局 營長
 大畑 所長
 總務課 部長
 農務員局 業會長
 總務課 部長
 總務主任 課長

佐藤 純一
 柳谷 正尚
 松尾 秀一
 吉田 薰
 澁田 剛

川内 所長
 脇野 所長
 總務課 部長
 總務課 部長
 總務課 部長

河野 健二
 片山 元史
 赤田 比等
 吉田 真

事務局職員出席者

事務局 局長
 總括 主任
 主 事

工藤 昌志
 柳田 諭
 井戸 向秀明

次 長
 主 査

澤谷 松夫
 石田 隆司

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

3月8日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び予算審査特別委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第27 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第1号 むつ市子ども夢育成基金条例から、日程第27 議案第32号 平成22年度むつ市水道事業会計予算までの27件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第1号から議案第6号、議案第8号

及び議案第11号から議案第14号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（24番 村川壽司議員登壇）

○24番（村川壽司） 総務教育常任委員会委員長報告をさせていただきます。

総務教育常任委員会に付託されました議案11件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、教育長並びに関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました11議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第1号 むつ市子ども夢育成基金条例についてであります。理事者側から、子供たちの文化、芸術及びスポーツ分野での目をみはる活躍にかんがみ、及び子供たちに夢を持たせる研修活動を通じて未来のむつ市を担う子供たちを育成するため、これらの活動の安定的な財源を確保するとともに毎年度の支出予算の平準化を図るため基金を設置するものであり、財源は一般財源のほか、毎年度の予算の執行残及び寄附金を予定しているとの説明がありました。

これに対して委員から、予算に計上している500万円の根拠についての質疑があり、理事者側から、例年は芸術、文化活動で100万円程度、スポーツで200万円程度の決算額となっているが、多いときは非常に多く、少ないときは少ない。それを平準化する考えで基金を設置したとの答弁がありました。

また、別の委員から、基金の継続性についての質疑があり、理事者側から、芸術、文化及びスポ

一ツ活動で450万円、夢はぐくむ体験入学で50万円の予算措置をしているが、今後も同じレベルで予算措置していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第2号 むつ市表彰条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、これまで表彰対象となっていなかった子供の文化活動や高度な熟練技術技能者等について新たな表彰制度を設けるほか、欠格条項の追加及び市の組織機構の見直しに伴う条文整備を行うものとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第3号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、市長、副市長、公営企業管理者及び教育長の給与月額の特例をさらに1年間延長するためのものとの説明がありました。

これに対し委員から、給料月額を減額すると、四役の年収が一般職員より低くなる逆転現象が生じていないかとの質疑があり、理事者側から、若干の逆転現象が生じているが、財政の健全化のため、市長等が自発的に行っていることであり、逆転現象の解消は、財政状況を見て市長自ら判断するものと思っていると答弁がありました。

次に、議案第4号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、労働基準法の一部改正に伴い市職員の時間外勤務手当の支給割合の改定及び代休制度の新設並びに市の組織機構の見直しに伴う条文整備を行うものとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、代休についての質疑があり、理事者側から、平日の残業や選挙事務については手当を支給している。土日祝日の出勤は、8週間以内に振替代休をとることになる。振替代休が難しい場合は、土日祝日でも時間外勤務手当を支給するとの答弁がありました。

次に、議案第5号 むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例及びむつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、新年度からの組織機構の見直しに伴う条文整備をするためのものとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第6号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、これまで定額の資金を運用するための基金として設置していたむつ市育英基金を、これまでの寄附等による基金の造成状況にかんがみ、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金へと変更するためのものであり、これにより基金への積み立ては、その都度条例改正の必要はなくなり、予算審議によることになるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第8号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、行政財産の目的外使用料の減免措置について、災害等緊急時における応急施設としての使用など、より柔軟な対応を図れるようにするためのものとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第11号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、組織及び指揮命令系統の一本化を図るため、市内各区域ごとに設置した消防団の連合体制を見直し、市内全域を管轄区域とする消防団体制に改めるほか、所要の条文整備をするためのものとの説明がありました。

これに対し委員から、消防団の管轄のトラブルについての質疑があり、理事者側から、正津川地区の消防団が烏沢地区に出動したケースがあり、管轄区域外に出動する場合は消防署長の許可が必

要だが、許可を得ていないケースがあった。緊急を要する場合は事後承諾で運用しており、消防団員には自主的に出動することを勧めているとの答弁がありました。

次に、議案第12号から議案第14号までの工事請負契約についてであります。理事者側から、これら3議案は、第一田名部小学校、第二田名部小学校及び大平小学校の耐震補強及びその他の改修工事について、工事請負契約を締結するためのものとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、入札制度などについての質疑があり、理事者側から、入札は予定価格を公表しており、指名審査委員会を開いて5社を指名している。現場には資格を持った管理者が必要となり、複数の工事受注にはそれぞれ資格者が必要となる。また、一般競争入札制度もあるが、地域経済も考慮し地元業者優先で考えたい。公平、公正な入札制度となるよう、総合評価落札制度など逐次研究していきたいとの答弁がありました。

さらに委員から、児童への影響についての質疑があり、理事者側から、工事の安全が一番だが、工期を長くとり、休日や夏休みに集中的に工事を行うことで、できるだけ騒音で授業に影響が出ないように工事を進めたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、今回の工事でどのくらい寿命が延びるのかとの質疑があり、60年延びるとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第10号及び議案第15号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（13番 佐々木隆徳議員登壇）

○13番（佐々木隆徳） 産業建設常任委員会に付託

されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました2議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第10号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。本案について、理事者側から、公営住宅法の定義の一部が改正されたことにかかわる条文整備、また土地区画整理法の一部改正により、特定入居要件の根拠となる条項がずれたことから条文整理を行うものであるが、特定入居に関連する他の法律もあることから、公営住宅法施行令第5条に倣うこととしたものである。このほか現行条例と規則との整合性を図るため一部改正をするものであるとの説明がありました。

本案に対して委員から、今後は買い取り及び借り上げした住宅も市営住宅として定義づけられることになるが、それらの住宅の家賃設定について質疑があり、理事者側から、公営住宅法に準拠しながら家賃設定することになり、借り上げに関しては、ほぼ同等の家賃設定になるとの答弁がありました。

さらに、同委員から、入居資格として市税を滞納していない者であることと条件づけられていたものが、市税等を滞納していない者であることに改定されることになるが、等をつけ加えた理由について質疑があり、理事者側から、等をつけ加えたからといって保育料なども対象になるわけではなく、今までと同様に市税だけが対象になるとの答弁がありました。

また、別の委員から、入居申請受付基準としての市税滞納の程度について質疑があり、理事者側から、1期分でも滞納していれば入居できないとの答弁がありました。ただ、受付時点で滞納しているが、入居時点までに完納できるという確約を得られれば申請を受け付けし、完納した時点で入居を許可するという対応をとることになるとの補足説明がありました。

次に、議案第15号 指定管理者の指定についてであります。本案について、理事者側から、むつ市営宮後牧野、むつ市営名子牧野、むつ市営永下牧野、むつ市営金谷沢牧野及びむつ市営宮後ふれあい牧場の計5施設の管理を指定管理者制度により行うため、その指定管理者に田名部畜産農業協同組合を指定するためのものである。なお、指定期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間で、指定管理料は年額2,574万7,000円であるとの説明がありました。

本案に対して委員から、指定管理料の増減について質疑があり、理事者側から、平成21年度までの指定管理料が年額2,466万円で、今回提案の平成22年度からの指定管理料は年額2,574万7,000円を設定しているため、108万7,000円の増額となっているとの答弁がありました。

さらに、同委員から、108万7,000円の増額の根拠についての質疑があり、理事者側から、平成19年及び平成20年の実績を踏まえ、収入見込額の見直し及び支出実績の見直し等を実施し、過去の実績の平均値等から収入見込額を算定し、総費用から総収入を差し引いた残額を指定管理料として算定した。これは、ただ単に過去の実績数値だけではなく、現在の飼養農家の状況や市が直営していたときの利用状況等を勘案し、飼養頭数、預託頭数をとらえ、おおよその飼育受け入れ利用計画頭数を算定し、費用についても社会情勢の変化に伴う燃料、肥料、資材、飼料価格の動向等、それらも

見きわめながら算定したものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、前の指定管理者である農事組合法人みなみ農園開発の理事による現金着服事件のような事件の再発防止策について質疑があり、理事者側から、指定管理団体の代表の交代、大幅な役員交代、組織改正等、その団体の性格に影響を及ぼす変更があったとされる場合、これまでは担当課だけの判断であったが、改めて指定管理者選定委員会の審議に付し、その指定管理業務を継続させ得る団体であるか再確認したいと考えている。また、団体の経理状況に関しては、定期的かつ抜き打ち的に点検を実施すること、そして指定管理料の支払い回数を細分化して、仮に業務停止になった場合でも、リスクを最小限に抑えることのできる方法をとりたいと考えている。加えて、指定管理者の調査だけではなく、預託している農家を巡回し、指定管理者への不評がないかどうか確認するようなチェック体制も構築していきたいとの答弁がありました。

また、複数の委員から、現在の牧野数及び牧野面積が適正なのか、牧野数の削減及び牧野面積の縮小は考えられないかとの質疑があり、理事者側から、むつ地区のみならず、川内地区、脇野沢地区の牧野はそれぞれ施設の改修等も含めさまざまな課題を抱えており、確かに中長期的に市営牧野全体のあり方についての議論は必要であると考えているが、当面は現施設をいかに有効に農家の方々に使っていただくかという観点から管理運営計画を定めているとの答弁がありました。

また、別の委員から、応募4団体の団体名について質疑があり、理事者側から、むつ市営牧野管理組合、田名部畜産農業協同組合、はまなす農業協同組合、東京むつガーデン株式会社との答弁がありました。

なお、別の委員から、市の直営ではなく指定管

理者制度により管理運営することに不安感を持っている畜産農家が多いことから、それを払拭するよう行政には努力してほしいとの意見がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第7号、議案第9号及び議案第19号から議案第21号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（26番 斉藤孝昭議員登壇）

○26番（斉藤孝昭） 民生福祉常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。議案第7号につきましてはご異議がありましたので、起立採決の結果、可否同数となり委員長採決で可決、ほか4件の議案につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第7号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、理事者側から、国民健康保険特別会計が平成20年度決算で3億8,900万円の赤字となり、今年度末には累積赤字が5億3,400万円に達する見込みであるため、単年度収支の均衡及び累積赤字の解消を図るため基礎課税分の税率を改正するものである。なお、累積赤字の解消期間は当初3カ年で計画したが、激変緩和のため5カ年に変更したとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、平成20年度に本条

例を改正したばかりで連続的な税率の見直しとなるが、年金生活の高齢者世帯や比較的所得の低い世帯等は納税が困難になり、収納率が低下するという悪循環を繰り返すことになるのではないか。

また、国民健康保険運営協議会で審議する期間が短過ぎる。累積赤字の解消であるなら、以前から慎重に審議すべきではないのかとの質疑があり、理事者側から、平成20年度に改正した税率は、平成17年度及び18年度の医療費の実績をもとに算出したものだが、平成19年度及び20年度の医療費の伸び率が予想以上に大きかったことが、改正年度から単年度赤字となった要因である。収納率については、平成20年度に税率を改正した同年、後期高齢者医療制度が創設されたことにより納付意欲の高い75歳以上の被保険者が当該制度に移行したため、全国的に低下の傾向が見られ、若干収納率は下がったものの、平成17年度と比較して現在では全国及び県の平均に近づき、収入未済額についても25%圧縮している。今後も懇切丁寧な説明や広報等に努め収納対策を検討しながら対処していきたい。また、国民健康保険運営協議会での税率改正の審議期間については、より新しいデータに基づく試算が必要なことから、平成20年度決算後の9月を待ち検討し、昨年12月開催の国保運営協議会において国保特別会計の現状及び財政見通しの説明を行い、本年1月に諮問案の審議のため2度開催したとの答弁がありました。

次に、別の複数の委員から、一般会計からの赤字補てんは望ましくないというが、今回の改正後も赤字が解消できなかった場合はそれも視野に入れて対処する必要があるのではないか。また、破綻寸前の国民健康保険制度の抜本的見直しが必要なのではないかとの質疑があり、理事者側から、保険という性質上加入者による相互扶助が基本であり、約4割の市民が加入する国民健康保険の赤字補てんのため一般会計から繰り入れをするとい

うことは、他の健康保険被保険者に対して不公平となること及び健康保険の中で、保険費用の公費負担割合が一番多いことを理解していただきたい。また、国において、平成25年度から新たな高齢者医療制度が検討されていることから、当該年度には国民健康保険制度についても改正が予想されるので、平成24年度までの3年間はこの税率を維持したいとの答弁がありました。

また、複数の委員から、医療費削減の観点からジェネリック医薬品の利用及び病気予防のため特定健康診査の受診の促進に努めてほしいとの意見があり、理事者側から、ジェネリック医薬品の利用については医師の承認が必要なので、機会を見て医師会等と協議していきたい、また市民の理解と利用促進を図るため、より一層広報等に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第9号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、理事者側から、市民税非課税世帯に属する障害者等について、福祉サービスに係る利用者負担を無料とするため所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

次に、議案第19号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、理事者側から、交付見込額及び拠出金等の額の確定に伴う補正予算であり、歳入歳出ともに846万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額は76億5,790万3,000円となる。また、歳出のうち国民健康保険税システム改修事業費637万4,000円については、年度内の事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定したとの説明がありました。

次に、議案第20号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について、理事者側から、保険基盤安定制度に係る市負担金の確定に伴い歳入においては一般会計繰入金として、歳出においては青森県後期高齢者医療広域連合への納付金と

して、それぞれ280万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額は4億3,326万3,000円となるとの説明がありました。

次に、議案第21号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、理事者側から、介護保険事業の中で特に保険給付費の伸びが大きかった居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費等の決算見込みにより不足額が生じることから、歳入歳出ともに2億5,166万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額は47億5,952万6,000円となるとの説明がありました。

これら4議案に対して、委員からの質疑はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第24号から議案第32号について、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（7番 鎌田ちよ子議員登壇）

○7番（鎌田ちよ子） 予算審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

予算審査特別委員会に付託されました議案第24号 平成22年度むつ市一般会計予算から、議案第32号 平成22年度むつ市水道事業会計予算までの議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、10日及び11日に、市長ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委

員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第24号 平成22年度むつ市一般会計予算、議案第25号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計予算、議案第28号 平成22年度むつ市介護保険特別会計予算、議案第32号 平成22年度むつ市水道事業会計予算については、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号 平成22年度むつ市老人保健特別会計予算、議案第29号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計予算、議案第30号 平成22年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算、議案第31号 平成22年度むつ市魚市場事業特別会計予算は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました27議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第1号

○議長（村中徹也） まず、議案第1号 むつ市子

ども夢育成基金条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長（村中徹也） 次は、議案第2号 むつ市表彰条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されま

した。

◇議案第3号

○議長（村中徹也） 次は、議案第3号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長（村中徹也） 次は、議案第4号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長（村中徹也） 次は、議案第5号 むつ市職員の特種勤務手当に関する条例及びむつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長（村中徹也） 次は、議案第6号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長(村中徹也) 次は、議案第7号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、4番工藤孝夫議員。

(4番 工藤孝夫議員登壇)

○4番(工藤孝夫) 議案第7号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対討論を行います。

本案は、国民健康保険税の引き上げのための税率を改正するというものです。市では、一昨年に国保税を15.1%引き上げたばかりであります。今回また実施されると、国保世帯で平均13.8%の引

き上げとなり、年間約2億4,000万円の増税となります。昨年度には、介護保険料の引き上げがあり、しかも旧町村にあってはことし5月からの水道料金の引き上げとも重なり、二重、三重の負担増になります。年金者や所得200万円以下の世帯に重いのも特徴です。

働く場がない、収入が少なく生活が苦しいと多くの市民が悲鳴を上げています。現在国保世帯の20%に当たる約2,400世帯が国保税の滞納を余儀なくされている現実があります。しかも、深刻なのは事実上の保険証取り上げである資格証明書発行世帯が市町村合併時の150世帯台から300世帯台へとほぼ倍増していることであります。このため病気になっても病院に行けず、現に病気が悪化して救急車で運ばれるという事態も発生しています。連続する引き上げによる税の滞納、収納率低下、そしてさらに引き上げという悪循環に陥るなら、国民皆保険制度の崩壊を招きかねないことは明らかで、もはや負担能力を超えています。

申すまでもなく地方自治法は自治行政の基本原則として住民の安全、健康及び福祉を保持することを最初に掲げています。その点で国庫補助の削減を固定化して、国庫負担の規定を厳守しない国の義務違反は許されるものではありません。同時に、本案が赤字を理由に連続値上げをすることは、ふえ続ける国保加入者市民に背を向けることになるのは明瞭であります。

以上を指摘しつつ、1つに、保険税率の引き上げをやめ、一般会計からの繰り入れなどの工夫を計画的に行うこと、2つに、国保会計への国庫負担率の引き上げとペナルティーをやめるよう機会あるごとに国に対し強く働きかけることを求めて討論といたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで工藤孝夫議員の討論を終わります。

次に、8番目時睦男議員。

(8番 目時睦男議員登壇)

○8番(目時睦男) 議案第7号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

本案は、国民健康保険特別会計の平成21年度決算見込みで5億3,400万円の赤字を理由に平成20年度に15.1%の引き上げをしたにもかかわらず、2年後の平成22年度から所得割で100分の1.12ポイント、均等割3,600円、世帯別平等割8,000円を引き上げする内容であり、2人世帯の国民年金受給者の場合、年額4,600円の引き上げとなります。

本市は、昨年度に全地区統一を図るとして介護保険料を来年度までの3年間に月額で大畑地区1,000円、他地区600円が引き上げられ、水道料金は地区によって違いがあるが、本年5月から段階的値上げで平成29年4月までに1カ月の使用量が15立方メートル以内の場合173円から719円の値上げとなるなど、値上げラッシュで生活費、医療費の負担がふえ続け、特に国民年金だけの高齢者世帯では家計の維持が極限に達しつつあると言っても過言ではありません。

国民健康保険は、制度創設時は農林漁業者及び自営業者の保険という性質を有しておりましたが、現在では年金受給者、非正規就業者などが多くを占めていることから、国保税の負担能力が低く、本市にあっては合併時159世帯あった資格証明書発行世帯数が、現在では302世帯と倍近くになっていることから明らかであります。そのようなことが収納率低下にもつながり、その結果国からの調整交付金が減額され、国保会計の赤字要因にもなっております。

今回の引き上げにより年金生活者を初め低所得者の中には税金を納付できず、医療を受けられないいわゆる資格証明書発行世帯数がふえることが

予想されますし、医療給付金がふえて、調整交付金減額率上昇が懸念されるなど、悪循環に陥ることは明白であり、国に対し国庫負担金の拡大などの財政措置や低所得者への軽減制度などの見直しを強く求める必要がありますが、市民のとうとい命と健康を守るため、国保税の引き上げを避け、一般会計からの繰り入れにより措置することを求め、本案に反対します。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで目時睦男議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第7号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者16人、起立しない者7人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第8号

○議長(村中徹也) 次は、議案第8号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第9号

○議長(村中徹也) 次は、議案第9号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第10号

○議長(村中徹也) 次は、議案第10号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長(村中徹也) 次は、議案第11号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長(村中徹也) 次は、議案第12号 工事請負契約について、総務教育常任委員長報告に対し、

質疑に入ります。

本案は、市立第一田名部小学校耐震補強及びその他改修工事の建築工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第13号

○議長(村中徹也) 次は、議案第13号 工事請負契約について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、市立第二田名部小学校耐震補強及びその他改修工事の建築工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第14号

○議長(村中徹也) 次は、議案第14号 工事請負契約について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、市立大平小学校耐震補強及びその他改修工事の建築工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第15号

○議長(村中徹也) 次は、議案第15号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市宮宮後牧野外4施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものでありま

す。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番新谷泰造議員。

(2番 新谷泰造議員登壇)

○2番(新谷泰造) 議案第15号 指定管理者の指定について、反対討論を行います。

みなみ農園開発の970万円の理事の横領の原因が理事の借金の返済のためであったとのこととすれば、田名部畜産農業協同組合の9名の理事の中に借金まみれの理事がいるかいないかの調査は必要であります。そして、みなみ農園開発は破産の申し立てをして、2,430万円のいわゆる破産詐欺の疑いがありますので、田名部畜産農業協同組合の財務の内容の調査は必要です。しかしながら、宮下市長の提案理由には、田名部畜産農業協同組合の9名の理事の個人資産の健全性、さらに田名部畜産農業協同組合の累積欠損の額が明らかにされず、財務内容の健全性が明らかにされておられません。したがって、田名部畜産農業協同組合にはみなみ農園開発と同様の不祥事が起こらないという保証がありません。そして、指定管理に不祥事が発生したとしても、宮下市長及び理事者は指定管理者の内部の問題として責任をとらうとしません。

以上から、本議案は市民主体の市民の批判にこたえる責任政治に基づいた議案内容となっておりますので、本議案に反対いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これですべての討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第15号について

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者24人、起立しない者1人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第19号

○議長(村中徹也) 次は、議案第19号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第20号

○議長(村中徹也) 次は、議案第20号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第21号

○議長(村中徹也) 次は、議案第21号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第24号

○議長(村中徹也) 次は、議案第24号 平成22年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、5番横垣成年議員。

(5番 横垣成年議員登壇)

○5番(横垣成年) 議案第24号 平成22年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、大畑消防署建設に約5億5,000万円、第三田名部小学校建設に約11億6,900万円、第一川内小学校建設に約8億4,300万円、むつ運動公園陸上競技場整備に約1億6,500万円、温暖化対策として7施設にペレットストーブ10基の導入など、市民生活にかかわる予算が計上され、これらについては高く評価をしたいと思います。

その一方、緊急性が疑われる防災拠点施設用地整備事業に約1億8,000万円、本庁舎移転事業費1億530万円、大湊エコ・コースト事業費500万円、雪だるま式に赤字がふえている脇野沢農業振興公社には、返済の見込みのない5,500万円の貸し付けなども計上されております。

平成22年度の国保会計では、平均13.8%の国保税の値上げが提案され、水道料金の値上げも5月から実施されます。一昨年は国保税が15.1%引き上げされ、昨年は介護保険料が3年間段階的に値上げされることが決まり、ことしは国保税と水道料金、介護保険料のトリプル値上げでございます。国保税の引き上げ総額は約2億4,000万円、介護

保険料の引き上げ総額は約5,000万円、水道料金の引き上げ総額は約1,000万円、3つ合わせた引き上げ総額は約3億円であります。税金を納めたくても納めることができない市民がふえ、あすに食うに困る市民がふえ、地域経済が冷え込むこと必至であります。

緊急性が疑われる防災拠点施設用地事業約1億8,000万円や本庁舎移転事業費1億530万円、財政調整基金4億3,000万円など、見直しするならば国保税の引き上げを緩和、または解消する財源の捻出は可能であったはずであります。しかしながら、本体が赤字だからなどという理由で一般会計からの国保会計への繰り入れはほとんど検討してこなかったということであります。国保会計の赤字を一般会計から繰り入れし、穴埋めしている自治体はふえており、県内でも3自治体があります。3億円もの市民負担を解消するべくむつ市も一般会計からの国保会計への繰り入れで、今精いっぱい頑張っている市民を励まし、あすに食うに困る市民を救済するべきであります。

市民負担を解消する努力が全く見られない本予算に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の討論を終わります。

次に、15番半田義秋議員。

（15番 半田義秋議員登壇）

○15番（半田義秋） 私は、本定例会に提出されております議案第24号 平成22年度一般会計予算について、原案賛成の立場から、その賛成意見を申し述べたいと思います。

アメリカ発の金融危機に端を発した景気の低迷、団塊世代の一斉退職による生産年齢人口の減少と相まって、市税の一段の減少が見込まれるなど、現在の社会情勢を考えれば厳しい予算編成であったものをご推察いたします。国においては、

政権の交代により平成22年度予算の全面的な組み替えが行われ、命を守る予算、コンクリートから人へなどの基本理念のもと、公共事業削減の方針を打ち出す一方で子ども手当の創設や生活保護母子加算復活などの政策がとられ、地方公共団体の社会保障費の伸びをさらに押し上げるところとなりました。

このような大変厳しい財政状況での限られた財源の中、経費の節減合理化、本庁部局の組織再編など、事務事業見直しの徹底等の行政改革に努める一方で、我が市の基幹産業である農林水産業の基盤整備、各分野の特産品の開発による活性化対策、また高齢者に対する生きがいと思いやり、小中一貫教育や第三田名部小学校及び第一川内小学校の改築などの教育環境の整備、ことし12月に東北新幹線全線開業に伴い、下北地方の目玉商品である観光振興対策など、それぞれへの効果的な予算の配分が見られ高く評価するものであります。

ただ、このような経済財政において市民の収入の横ばいや減少の中、市民の負担減を考えるのも行政の大切な仕事の一つであります。ネクスト50に向けた諸施策に対する積極的な取り組みに対し、特段の配慮と努力をお願い申し上げ、私の平成22年度一般会計予算案の賛成討論といたします。議員諸氏の多くの賛同を望むものであります。よろしく申し上げます。

○議長（村中徹也） これで半田義秋議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第24号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者5人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第25号

○議長（村中徹也） 次は、議案第25号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。4番工藤孝夫議員。

（4番 工藤孝夫議員登壇）

○4番（工藤孝夫） 議案第25号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、平成20年度に引き続いて税率改正により国保税を引き上げる内容を含む予算であります。年金者や低所得者に負担が重いのも特徴で、年々悪化する厳しい経済情勢のもとで、これ以上の国保税負担は既に限界であります。

以上で討論といたします。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第25号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者17人、起立しない者6人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、

議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第26号

○議長（村中徹也） 次は、議案第26号 平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第27号

○議長（村中徹也） 次は、議案第27号 平成22年度むつ市老人保健特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第28号

○議長(村中徹也) 次は、議案第28号 平成22年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。5番横垣成年議員。

(5番 横垣成年議員登壇)

○5番(横垣成年) 議案第28号 平成22年度むつ市介護保険特別会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、昨年度3年間段階的に保険料を引き上げる条例を受け、本年度も介護保険料が引き上げされます。引き上げ総額5,047万2,000円の負担を市民に押しつける本予算に反対をいたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第28号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者19人、起立しない者6人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第29号

○議長(村中徹也) 次は、議案第29号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第30号

○議長(村中徹也) 次は、議案第30号 平成22年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第31号

○議長(村中徹也) 次は、議案第31号 平成22年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第32号

○議長(村中徹也) 次は、議案第32号 平成22年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。4番工藤孝夫議員。

(4番 工藤孝夫議員登壇)

○4番(工藤孝夫) 議案第32号 平成22年度むつ市水道事業会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、合併後の旧市町村間の水道料金をことし5月から旧むつ市の高い料金体系に統一するという内容となっています。激変緩和措置として地区別に調整期間を設けるとしているものの、ほとんどの家庭が使用している口径13ミリメートルで、月使用量15立方メートルの場合は大半の家庭が値上げになることとなります。特に本市の場合、増加の著しいひとり暮らしや少人数の一般家庭への負担が重くのしかかることとなります。

以上の理由を申し述べ、討論といたします。議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第32号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者4人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第33号に対する質疑、討論、採決

○議長(村中徹也) 次は、日程第28 議案第33号 平成21年度むつ市一般会計補正予算を議題といた

します。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。2番新谷泰造議員。

○2番(新谷泰造) この寄附先について、匿名の理由をまず聞かせていただけますでしょうか。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 匿名を希望しております、その理由は匿名の方しかわかり得ないと、このように思います。匿名の希望でございました。

○議長(村中徹也) 2番。

○2番(新谷泰造) そうすれば、個人か企業だけでも明らかにしていただけますでしょうか。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) それも申し出のほうからの匿名の希望でございます。

○議長(村中徹也) 2番。

○2番(新谷泰造) もし企業だとすれば、恐らく寄附行為の控除として税務申告とかそういうのをしておりますから、それでまた株主の関係等からしても、別に寄附行為自体は社会責任の実現という形で匿名にする理由がちょっと見当たらないのですけれども、その辺は全然匿名者のほうでは考慮されていないという態度だったのでしょうか。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 相手方からは、匿名というふうなことでございましたので、それら、今新谷泰造議員のお尋ねの部分については、私ども関知をするものではないと。匿名でございました。

○議長(村中徹也) これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

ます議案第33号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。2番新谷泰造議員。

(2番 新谷泰造議員登壇)

○2番(新谷泰造) 議案第33号 平成21年度むつ市一般会計補正予算に対し、反対討論を行います。

前杉山肅市長は、15億円の匿名の寄附について、議会の批判にこたえて、寄附企業である東京電力、電源開発を明らかにしました。これに対し宮下市長は、5億5,000万円の匿名寄附、4億円の匿名寄附、今回の1億5,000万円の匿名寄附と3度も寄附先を明らかにしておりません。これでも宮下市長は情報公開をし、ガラス張りの市政運営をしているつもりであります。しかしながら、私は宮下市長の言う情報公開による市政運営は、アンシャンレジーム、いわゆる暗黒時代の政治が現実のものになりつつあると思われま。すなわち、宮下市長に不利な情報を公開せず、有利な情報のみを公開する政治です。これでは市民主体の市民の批判にこたえる市政とは言えません。

そこで、財政運営をガラス張りにし、市民の正当な批判にこたえ、財政を健全化しなければならぬという立場から、寄附先を明らかにしない本議案に反対いたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第33号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員

の起立を求めます。

(起立者24人、起立しない者1人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第29～日程第31 議員提出議案
上程、提案理由説明、質疑、討論、
採決

◇議員提出議案第1号

○議長(村中徹也) 次は、日程第29 議員提出議案第1号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番千賀武由議員。

(16番 千賀武由議員登壇)

○16番(千賀武由) 議員提出議案第1号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則案について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正により議会活動の範囲の明確化が図られることになり、慣例的な会合との位置付けに過ぎなかった会派代表者会議、全員協議会等が本会議、常任委員会、特別委員会などと並び法的根拠を有することになったものであります。

また、正規の議会活動として位置付けることで、議会活動の明確化を図るとともに、議会議員の活動に対して公務災害などの対象とすべく所要の条文整備を行うため提案するものであります。

なお、本議案は全議員27名をもって提案するものであります。

以上が上程されました議員提出議案第1号の提案理由であります。よろしくお願ひいたします。

○議長(村中徹也) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議員提出議案第2号

○議長(村中徹也) 次は、日程第30 議員提出議案第2号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。24番村川壽司議員。

(24番 村川壽司議員登壇)

○24番(村川壽司) 議員提出議案第2号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、正規の議会

活動として明確に位置付けられる「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」を設置したことにより、むつ市議会においては、会派代表者会議、全員協議会、議会基本条例検討委員会及び常任委員会協議会に出席した場合の費用弁償を支給することについて所要の条文整備を行うため提案するものであります。

なお、本議案についても全議員27人で提案するものであります。

以上が上程されました議員提出議案第2号の提案理由であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議員提出議案第3号

○議長（村中徹也） 次は、日程第31 議員提出議案第3号 国民健康保険事業の健全化のための抜本的改善を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番菊池広志議員。

（14番 菊池広志議員登壇）

○14番（菊池広志） 議員提出議案第3号 国民健康保険事業の健全化のための抜本的改善を求める意見書。

議員提出議案第3号 国民健康保険事業の健全化のための抜本的改善を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

我が国の国民健康保険制度は、1958年の制度化以来国民皆保険の根幹として、国民の健康保持、増進に重要な役割を果たしてきた。このことは世界的に最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を保っていることから明らかである。

しかしながら、むつ市を初めとする地方公共団体が運営している国民健康保険は、主に現役世代を対象とする他の医療保険と比較すると、その加入者には年金生活者など平均年齢も相当高いうえに、低所得あるいは所得の不安定な人が多く構造的な問題を抱えている。加えて、医療制度改革に伴う国庫負担の減少や保険税収入の伸び悩みから、大幅な収支不足が生じており、健全財政を維持することが非常に困難な状況となっている。

むつ市においては、平成20年度国民健康保険特別会計で約3億8,900万円の赤字を生じており、平成21年度の決算見込みでは、赤字が約5億3,400万円になろうとしている。これまでも国民健康保険制度の維持を図るために医療費適正化事業や収納率向上対策事業などさまざまな改善策に取り組んでいるが、もはやそれらも限界に達する

状況である。そのために本市では、平成20年度に国民健康保険税の税率を引き上げたにもかかわらず、平成22年度に更なる税率の引き上げを行わなければならない事態となっている。

今後も高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増加は避けられず、長引く経済不況の中、高齢者や低所得者の加入が多い国民健康保険の被保険者に、これ以上の税負担を求めることは非常に厳しい状況にある。

よって、むつ市議会は政府において普通調整交付金の減額算定措置の廃止はもとより、国民が安心して医療を受けることができる社会保障制度としての国民健康保険事業健全化のために、広域化を含め国庫負担金の拡大などの財源措置や低所得者への軽減制度の見直しなどの抜本的な改善措置を早急に講ぜられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。なお、本議案は全議員27名をもって提案するものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ

て、議員提出議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の送付先については、内閣総理大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長ほか関係機関としたいと思っております。ご了承願います。

◎日程第32 請願の閉会中の継続審査 について

○議長（村中徹也） 次は、日程第32 請願の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

民生福祉常任委員長から、現在委員会において審査中の事件につき、会議規則第105条の規定により、お手元に配布いたしました文書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。民生福祉常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、民生福祉常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（村中徹也） これで、本定例会に付議された事件はすべて議いたしました。

以上で、むつ市議会第203回定例会を閉会いたします。

午後 零時01分 閉会

